

平成26年12月5日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 穴戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
副市長	津森 貴行	総務部長	藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長	堂本 昌二	財務部長	部谷 義登
地域振興部長	福永 清三	産業部長 兼農業委員会 事務局長	上岡 譲二
福祉保健部長	森田 和利	子育て支援部長	瀧 奥 恵
教育長	児玉 一基	教育次長	白石 欣也
建設部長	花本 英蔵	水道局長	坂本 高宏
総合窓口 センター部長	岡本 一彦	市民病院部 事務部長	山本 直樹
君田支所長	児玉 義徳	布野支所長	奥川 利裕
作木支所長	加藤 良二	吉舎支所長	木屋 繁広
三良坂支所長	片岡 法生	三和支所長	細美好 宏
甲奴支所長	内藤 かすみ	企業誘致課長	森本 純
選挙管理委員会 事務局長	上野 哲之	監査事務局長	落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長	大 鎗 克 文	次 長	吉 川 一 也
議事係長	才 田 申 士	政務調査係長	明 賀 克 博
政務調査主任	瀧 熊 圭 治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更
第 2		会期の決定（13日間）
第 3	報告第19号 報告第20号 報告第21号 報告第22号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	報告第23号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度三次市一般会計補正予算（第4号））
第 5	議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号 議案第111号 議案第123号 議案第124号	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）（教育民生委付託） 三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）（教育民生委付託） 三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託） 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）（教育民生委付託） 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）（総務委付託） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託） 三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託） 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 6	議案第112号 議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第125号 議案第126号	新市まちづくり計画の変更について（総務委付託） 工事委託契約の締結について（産業建設委付託） 工事請負契約の一部変更について（総務委付託） 指定管理者の指定の変更について（教育民生委付託） 指定管理者の指定について（産業建設委付託） 指定管理者の指定について（総務委付託）
第 7	議案第116号 議案第117号 議案第118号 議案第119号 議案第120号 議案第121号 議案第122号	平成26年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
第 8	請願第5号 請願第6号 請願第7号	市道三次108号線の拡幅改良について（産業建設委付託） 「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について（総務委付託） 「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について（総務委付託）

平成26年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年12月5日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更	9
第 2		会期の決定（日間）	9
第 3	報 19	専決処分の報告について（訴えの提起について）	9
	報 20	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	9
	報 21	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	9
	報 22	専決処分の報告について（訴えの提起について）	9
第 4	報 23	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度三次市一般会計補正予算（第4号））	10
第 5	議 105	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）	11
	議 106	三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）	11
	議 107	三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 108	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	12
	議 109	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）	12
	議 110	三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）	12
	議 111	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	12

日程番号	議案番号	件名
第 5	議 123	三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する 条例（案）……………12
	議 124	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………12
第 6	議 112	新市まちづくり計画の変更について……………16
	議 113	工事委託契約の締結について……………16
	議 114	工事請負契約の一部変更について……………16
	議 115	指定管理者の指定の変更について……………16
	議 125	指定管理者の指定について……………16
	議 126	指定管理者の指定について……………16
第 7	議 116	平成26年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）……………19
	議 117	平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） （案）……………19
	議 118	平成26年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………19
	議 119	平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号） （案）……………19
	議 120	平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号） （案）……………19
	議 121	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1 号）（案）……………19
	議 122	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） （案）……………19
第 8	請 5	市道三次108号線の拡幅改良について……………22
	請 6	「集团的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める 意見書」の提出について……………22
	請 7	「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について……………22


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴いただいております皆様、まことにありがとうございます。

今期定例会から、この新しい議場での本会議となりますので、気持ちも新たに議会活動に取り組んでまいりたいと思います。

本日から、平成26年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成26年12月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、須山議員及び吉岡議員を指名をいたします。

ここで、増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際これを許しております。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日は、12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今議会は、先ほど議長からありましたように、この新しい議場で初めての定例会でございますので、新たな気持ちでこの場に立たさせていただいております。

さて、この新庁舎での業務もちょうど1カ月が経過をしましたが、現在も東館の改修や建物の周辺の工事を引き続き行っており、市民の方々を初め、御来庁の皆様には御不便をおかけをいたしております。本年3月までの間、いましばらく御理解と御協力をお願いをいたします。また、近隣の皆さんにも、工事につきまして、重ねて御理解と御協力をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、お許しをいただきましたので、市政につきまして、若干の報告をさせていただきますと思います。

まずもって先日は、三次市民ホールきりりの落成式と合併10周年記念式典に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。盛会のうちに終えることができましたことを、この場をおかりしまして心から厚くお礼を申し上げます。

市民ホールの落成式では、40年以上にわたり文化振興の中核施設として、また集会や式典など、イベント会場として市民の皆さんに親しまれてきた三次市文化会館の精神を受け継ぎながら、市民交流や文化情報発信など、新しい役割を担い、これまで以上に市民の皆さんに親しまれる施設として育ってくれるようお願いながら、テープカットをいたしましたところでございます。

さらには、奥田小由女先生のレリーフの除幕をさせていただきましたが、「明けゆく平和」のタイトルのとおり、奥田先生のふるさと三次への思いと平和への願いが込められた作品で、まさに新しい市民ホールにふさわしく、大変うれしく感じ入るところでございます。

また、記念式典では、議員の皆さん初め、御来賓の皆様、御招待いたしました方々、さらにアトラクションやフードコートに御協力いただきました皆様、そして集まっていただきました市民の皆様など、大変多くの皆さんとお祝いすることができ、感謝の気持ちと感動で胸が詰まる思いであり、新たな10年のさらなる飛躍を誓い、決意を新たにいたしました。引き続いて行いました名誉市民憲章では、三次市初の名誉市民に奥田小由女先生を選ばさせていただき、亡き主人奥田元宋と2人にいただいた称号だと思い、これも三次市のためにお役に立てればと思っておりますとお言葉をいただき、お二人のふるさとである三次市長として、大変に光栄に思っております。

次に、先ほど申し上げました三次文化会館の跡地利用についてでございます。

文化会館の建てかえが決まり、新しいホールの整備と並行して、三次地区のまちづくりを考える会が平成23年に発足しました。考える会では、三次地区のまちづくりに関し、熱心かつオープンな議論を重ねられ、本年2月には、考える会として主体的に三次市文化会館の跡地利用及び拠点整備の基本構想をまとめられました。そして、三次としてこのたび、これまでの議論やまとめていただきました基本構想を踏まえ、三次地区拠点整備計画を策定したところでございます。この計画では、新三次“藩”物語の象徴となり、歴史と文化の趣あふれる施設を施設のコンセプトとし、観光客にも地区住民にも、三次地区の歴史と文化を学びながら、交流によるにぎわいがあふれ出すような施設を目指すこととしております。施設には、町めぐり発着機能、アミューズメント機能、歴史、文化の伝承機能などを盛り込み、三次地区の皆さんによるさまざまな観光交流まちづくりを生かし、地区内を初め、市内への回遊を促すような施設にしていまいります。

今後の施設整備に当たりましては、平成29年度のオープンを目指しながらも、引き続き、三次地区の皆さんと十分議論を重ね、三次地区の皆様、市民の皆様はもちろん、市外から訪れていただいた方々にも長く愛される施設を目指してまいりたいと考えております。

そして次に、先日公表されました君田町のメガソーラープロジェクト、太陽光発電所整備についてでございます。

平成7年、君田町藤兼地区に造成されました株式会社クボタ産業団地につきましては、その後の経済状況の激変を受け、計画実現がしないまま、現在に至っておりますが、このたび太陽光発電所が整備される運びとなりました。この発電所は、株式会社クボタから土地を取得した大阪に本社を持つアーク不動産が整備するもので、計画では4年後の平成29年中に発電を開始、その発電量は約12メガワット、約3,250世帯分の電力を賄い、年間約6,000トンのCO<sub>2</sub>の削減に資するもので、その規模は中国電力管内で現在稼働している発電所と比較して第3位、広島県内では最大のものになります。三次としましては、この間、同地の有効利用策について協議を重ねながら、企業誘致活動を進めてまいりましたが、このたびの計画は、土地の有効利用と税収面など一定の効果があるものと捉えております。

今議会におきましては、5件の報告並びに新市まちづくり計画の変更、指定管理者の指定、補正予算など22件の議案を提出をさせていただいております。何とぞ、議員各位の御理解を賜

りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の一部変更

○議長（沖原賢治君） 議席の一部変更を議題といたします。

議場の移転に伴いまして、議席の一部を変更する必要があります。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、配付いたしました議席表のとおり変更したいと思っております。

お諮りいたします。

お示しの議席の表のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よってお示しの議席表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は13日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第19号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第22号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第19号から報告第22号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第19号から報告第22号までの報告4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第19号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第20号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年9月15日に、三次市南畑敷町349番4地先市道八次136号線の路上で発生した穴ぼこによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第21号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年10月3日に、広島市東区牛田新町アストラムライン不動院前駅付近国道54号の路上で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第22号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び損害賠償金の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告4件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度三次市一般会計補正予算（第4号））

○議長（沖原賢治君） 日程第4、報告第23号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第23号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第23号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、平成26年度三次市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分であります。今回の補正は、平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙に係る経費について、予算が必要と

なり、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付で専決処分いたしました。よって同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,678万円を追加し、補正後の総額を434億9,454万2,000円にしたものであります。

まず、歳出については、総務費に衆議院議員選挙経費を新設し、非常勤職員報酬、職員手当など合わせて4,678万円を追加したものであります。

次に、歳入については、県支出金、衆議院議員選挙費委託金4,678万円を追加したものであります。

以上、報告1件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第23号については、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって報告第23号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより報告第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第23号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって報告第23号は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第105号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）

議案第106号 三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）

議案第107号 三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第108号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第109号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第110号 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）

議案第111号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第123号 三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第124号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第105号から議案第111号及び議案第123号、議案第124号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第105号から議案第111号までの議案7件、議案第123号及び議案第124号の議案2件、合わせて議案9件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第105号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成26年4月1日に施行されたことに伴い、三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、指定介護予防支援の基本方針、人員及び運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めようとするものであります。

次に、議案第106号三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成26年4月1日に施行されたことに伴い、三次市介護保険法に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準として、地域包括支援センターに配置する職員に係る基準及び当該職員の人数等について定めようとするものであります。

す。

次に、議案第107号三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市民ホールの開館に伴い、平成27年3月31日をもって三次市文化会館を廃止すること等に伴い、関係条例である三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、三次市文化会館の管理を市の直接管理とすることに伴う関係規定の改正、附則において、三次市文化会館設置及び管理条例の失効日を平成27年3月31日と定めようとするものなどであります。

次に、議案第108号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、平成26年12月に健康保険法施行令等の改正がなされ、その施行日が平成27年1月1日に予定されていることに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、出産一時金を40万4,000円とし、同一時金への加算金を1万6,000円に改正しようとするものであります。

次に、議案第109号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成26年4月1日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、関係政省令の引用条項の整理等を行おうとするものであります。

次に、議案第110号三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、広島法務局による山耕地番重複の解消作業及び市有施設の管理形態の見直し等に伴い、関係条例である三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例ほか89条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、君田町、布野町及び作木町の山林部に所在する市有施設の所在地番を変更後の登記地番に合わせる改正、市有施設の管理に関する規定等の改正のほか、文言の整理等を行おうとするものであります。

次に、議案第111号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市特別職の職員の給与に関する条例ほか4

条例を一括して改廃しようとするものであります。

その主な内容は、教育長を特別職とすることに伴う関係規定の改正、三次市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止等を行おうとするものであります。

次に、議案第123号三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市民の視点に立ったサービスの充実、重点政策の推進体制の強化及びスリムでネットワークのよい効率的、機能的な組織を構築するため、関係条例である三次市行政組織条例ほか15条例を一括して改廃しようとするものであります。

その主な内容は、新庁舎完成により、大部分の部署を本庁に集約することに伴う市民の皆様が利用しやすい窓口の構築、新たな総合計画に基づくまちづくりに向けた重点政策の推進体制強化のため、政策部及び子育て、女性支援部の設置、事務事業の執行体制を見直し、業務を効果的、効率的に進めるため、産業環境部の設置や行革推進特別対策本部等の再編などを行おうとするものであります。

最後に、議案第124号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、人事院において、平成26年度分の給料水準、通勤手当及び勤勉手当を改定する勧告が行われたことに伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に準じて、若年層に重点を置いた給料水準の改正、通勤手当の支給額及び勤勉手当の支給率を改正しようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 議案第110号と議案第123号について御質問いたします。

最初に、議案第110号ですけれども、89条例に及ぶ条例の改正でございますが、この条例の改正に対する基本的な考え方についてお伺いいたします。

例えば、今回のこの改定の中で、第5条三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部改正並びに第44条三次市墓地設置及び管理条例の一部改正など、幾つかの条例については、文言の改正の中で、例えば「利用時間」を「使用時間」に、「利用料金」を「使用料」に、あるいは「利用」を「使用」になどなど、同じような字句の修正がございます。他の条例案を見ましても、同じような字句を使ってある条例案がたくさんございます。40も50もありますけれども、なぜこれらの数件だけ、こういう字句修正をされたのか。まず、そこをお伺いしたいと思います。

それから、議案第123号についてですが、第15条三次市民ホール設置及び管理条例の一部改正についてです。議案の第15条の最下段のところ、第16条第5号中「市長が必要」を「教育

委員会が必要」に改めると、この議案書には提示がございますが、新旧対照表のところには、16条については全く記載がございません。なお、この条例については、まだ全てが条文整理がされていない条文でございますが、したがって、この第16条第5号がどのようなものがどのように変わるかということがもう一つ理解できないんですが、なぜこの新旧対照表についてはこの記載がなかったのか、あわせてお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) まず、議案第110号の中にございます使用料と利用料の関係でございますけれども、今回、資料でもお示しをいたしましたように、指定管理者の制度を導入する施設から直営に移行を考えている施設がございます。この場合、指定管理者制度を導入した場合の施設の使用につきましては、それを料金を徴収するときには利用料という扱いになります。そして、直営の場合で市が管理をする場合においては使用料という扱いになります。少し法的に利用料と使用料の不納になったときとかの扱いが違いますので、そういった関係もあり、利用料と使用料の違いがあつて、今回、直営を考えている施設について、使用料を伴うものについて、ここの議案第110号の中で整理をさせていただいているということでございます。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 議案第123号の御指摘の部分、第15条三次市民ホール設置管理条例にかかわる改正案でございますが、議案資料との相違という御指摘でございます。少しお時間をいただいて確認をさせていただいて、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。済みません。

○議長(沖原賢治君) いいですか。新家議員。

(4番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○4番(新家良和君) 三次市民ホール設置及び管理条例は、まだ未施行という状況下にある条文なんです。したがって、市が公表しておるホームページにもこの条文は全条載っていないんです。未施行部分があるがために、全ての条文が我々には理解できない。したがって、今回の第16条第5号中云々、先ほど私が言いました内容については、新旧対照表に記載してあれば、ある程度理解はつくんですが、そのようなことであるがために御質問させていただきました。後で結構ですので教えてください。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第110号、議案第111号及び議案第123号、議案第124号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第105号から議案第109号を付託いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 議案第112号 新市まちづくり計画の変更について

議案第113号 工事委託契約の締結について

議案第114号 工事請負契約の一部変更について

議案第115号 指定管理者の指定の変更について

議案第125号 指定管理者の指定について

議案第126号 指定管理者の指定について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第112号から議案第115号及び議案第125号、議案第126号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第112号から議案第115号までの議案4件、議案第125号及び議案第126号の議案2件、合わせて議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第112号新市まちづくり計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、新市まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、計画終了年度を平成31年度までとするほか、財政計画を平成16年度から平成25年度までの決算に基づく数値に改め、同計画を変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、本案につきましては、各地域審議会から御異議のない旨の答申をいただいております。

次に、議案第113号工事委託契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市特定環境保全公共下水道布野水質管理センター建設工事において、地方共同法人日本下水道事業団と1億9,400万円で工事委託契約を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第114号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市新庁舎建設工事について、工事の追加等に伴い、請負金額を「22億642万440円」から「22億3,868万40円」に増額変更しようとする事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第115号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市民ホール完成に伴い、三次市文化会館の指定管理者の指定期間を、平成24年4月1日から平成26年12月31日までに変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、指定管理者の代表取締役の交代については、軽易な変更とされているため、告示で対応いたしております。

次に、議案第125号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次駅西駐車場の指定管理者を指定することについて、備北交通株式会社をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第126号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、現行の指定管理施設君田生涯学習センターほか149施設の指定管理期間が平成27年3月31日をもって満了することに伴い、その指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 議案第112号と議案第113号について御質問いたします。

最初に、議案第112号ですけれども、財政計画について3点ほどお伺いします。

76ページのところでございますが、まず歳入についての市税、毎年度0.8%の減として見込んでおるといってございますが、前計画のときには0.5%の減で見込まれておりましたが、25年度までの実績、全計画の0.5%減に対する25年度までの実績と、今回それを0.8%に変えられたその根拠についてお伺いします。

2点目に、地方交付税ですが、合併算定がえの適用、激変緩和措置を見込んでおりますということですが、これについては考え方は理解できるんですけども、今回これ幾らの額で見込まれておるのか。

3点目に、歳出のところの人件費ですが、退職者の補充を抑制することなどにより人件費削減による効果を見込んでおりますということで、具体的には、平成32年度に1人当たりの職員数の人口を100人と想定されると今まで説明を聞いた記憶がございましたが、その考え方がここに入ってこういう表現になつとるのかどうか。

以上、3点お伺いします。

続いて、議案第113号ですが、三次市特定環境保全公共下水道布野水質管理センターの建設工事についてであります。以前、この布野の水質管理センターについて、BODであるとかCODであるとか、いわゆる環境に対する数値が若干危険な数値にいつておるといって報告を受けた記憶がございましたが、今回の工事において、これらへの配慮が当然なされておるといふんですけども、この環境数値に対する影響をどのように見込んで、この工事を今回行われるのか。

以上、お伺いします。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） 議案第112号新市まちづくり計画変更に伴います財政計画でございます。

冒頭に、まずお断りをしなければならないんですけども、先般の全協でも御説明させていただきました将来見通しのときでも少し触れさせていただいたんですけども、この財政計画につきましては、本当はこの全てのスケジュールを調整をして実施計画でお示しするものときちっと合わせていきたいと思っておったんですけども、どうしてもこの財政計画を変更するに当たっては、広島県との協議が必要でございまして、かなり早い時期から、夏ごろからその協議を始めました。ということで、ここでお示しをしております税でありますとか交付税、この3点、人件費につきましては、2カ月程度前の状態で推定をさせていただいたものですので、若干詳しく説明をしていくと、この前お示しをさせてもらった見通しと差異が生じてまいります。ということで、ここから今から言います想定については、説明はいたしますけれども、直近のものについては、先般お示しした見通し、こちらのほうが近いということで御理解をいただきたいと思っております。

地方税については、やはりここ近年の動向を見まして、0.8という数値にさせていただいております。

それから、交付税ですけども、これにつきましては、一本算定と算定がえ、この差額が、これまで三十数億円になると言っておりましたけれども、昨年度、総務省のほうで5割程度復元をするというふうに見解を述べられたことに伴いまして、4割程度の復元を見込んで推計をしております。ただし、その後直近で、6割程度の復元をするということが総務省のほうから出ておりますので、先般の推計見込みでは5割を想定をさせていただいているということで、交付税については若干緩和をされたものをお示ししたところであります。

それから、人件費でございます。先ほど、100人に1人と申ししたのは、先般示した見通しのほうでございまして、こっちの財政計画で見込みましたのは、2分の1採用程度の、退職者に対して2分の1の見込みで推計をしているというところでございます。

繰り返して述べさせていただきますけれども、この財政計画は、まち計の5年間延長するためにつくったというものでございまして、お示ししている見通しとは若干違っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

（水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 坂本水道局長。

○水道局長（坂本高宏君） 布野水質管理センターのどういう配慮がされているかということでございますけれども、まず急激な賦課を緩和させるという目的で、調整槽の新設をまず行い、そして第2系列の第1、第2嫌気槽を増設という方向で処理に当たります。そして、BOD基準の15mg/ℓという基準を満たすように目指すものでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第112号及び議案第114号、議案第126号を付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第115号を付託をいたします。

産業建設常任委員会に議案第113号及び議案第125号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第116号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）

議案第117号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第118号 平成26年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第119号 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第120号 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第121号 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第122号 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第116号から議案第122号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらるる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第116号から議案第122号までの議案7件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第116号平成26年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,095万1,000円を追加し、補正後の総額を438億5,549万3,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費及び議員人件費合わせて278万7,000円を追加。

総務費は、給与改定及び人事異動等に伴う一般管理費の職員人件費及び特別職人件費5,561万2,000円を増額。庁舎太陽光発電システム等整備事業に係る設計業務委託料400万円を追加。ふるさと納税特産品発送業務委託料253万円を増額するなど、合わせて1億2,604万

2,000円を追加。

民生費は、福祉タクシー給付費600万円、老人福祉センター施設修繕工事320万円などを増額するものの、人事異動等に伴う1,103万5,000円などを減額し、合わせて2,164万1,000円を減額。

衛生費は、住宅用太陽光発電設備設置費補助金250万円などを増額するものの、人事異動等に伴う人件費の1,101万7,000円を減額し、合わせて480万1,000円を減額。

農林水産業費は、有害鳥獣防止対策事業補助金612万円などを増額し、合わせて1,907万8,000円を追加。

商工費は、人事異動等に伴い、職員人件費1,863万9,000円を減額。

土木費は、中国横断自動車道尾道松江線開通式典負担金100万円を追加。市道などの維持管理委託料9,000万円、三次あそびの王国整備工事650万円を増額するなど、合わせて9,211万5,000円を追加。

教育費は、小学校教師用教科書等購入費2,580万円、みよし運動公園陸上競技場の備品購入費2,280万円などを増額し、合わせて7,501万円を追加。

災害復旧費は、農地災害復旧費、農業施設災害復旧費、合わせて9,100万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税1億5,945万4,000円を追加。

分担金及び負担金は、農林水産施設現年災害復旧費分担金など2,020万2,000円を追加。

国庫支出金は、特別障害者手当等給付費負担金などを増額するものの、農業基盤整備促進事業費補助金を減額し、合わせて32万5,000円を追加。

県支出金は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金、現年災害農地復旧費補助金など合わせて5,703万8,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金7,131万3,000円を追加。

諸収入は、協働のまちづくり事業助成金など261万9,000円を追加。

市債は、耕地事業債、都市公園建設事業債など合わせて5,000万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、庁舎太陽光発電システム等整備事業ほか5件について、平成27年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、庁舎サーバー室整備事業ほか5件を追加。スクール通所便運行委託業務について、限度額を変更しようとするものであります。特に、道路橋梁修繕事業及び道路新設改良事業については、平成27年度実施予定工事を年度内に早期発注していくことで、切れ目のない公共事業を実施していこうとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、耕地事業ほか4件について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第117号平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）につ

いて御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,397万1,000円を追加し、補正後の総額を64億7,240万2,000円にしようとするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員人件費の減額及び国庫支出金等精算返納金を追加しようとするものであります。

次に、議案第118号平成26年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、補正後の総額を1億4,935万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を追加しようとするものであります。

次に、議案第119号平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ980万3,000円を追加し、補正後の総額を73億2,322万2,000円にしようとするものであります。

その内容は、給与改定に伴う職員人件費及び介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託料を追加しようとするものであります。

次に、議案第120号平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ318万4,000円を減額し、補正後の総額を21億5,339万5,000円にしようとするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員人件費を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、布野水質管理センター増設事業について、平成27年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第121号平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ134万7,000円を追加し、補正後の総額を5億7,820万5,000円にしようとするものであります。

その内容は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を追加しようとするものであります。

最後に、議案第122号平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ68万円を追加し、補正後の総額を9億7,283万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、給与改定に伴う職員人件費を追加しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第116号平成26年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）外6議案については、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第116号外6議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 請願第5号 市道三次108号線の拡幅改良について

請願第6号 「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について

請願第7号 「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、請願3件を一括議題といたします。

今期定例会において受理された請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第5号市道三次108号線の拡幅改良についてを産業建設常任委員会に付託をいたします。

次に、請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について及び請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出についてを総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前10時59分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月5日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 須山敏夫

会議録署名議員 吉岡広小路